

令和7年度世田谷区養親希望者手数料補助金事業 交付申請について

- 1 事業の概要
- 2 補助の内容・要件
- 3 交付申請の手続き
- 4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト
- 5 交付申請書の記載例
- 6 あっせん事業者ご担当者様へ
～養子縁組民間あっせん機関手数料支払証明書（別紙2）の記載例

1 事業の概要

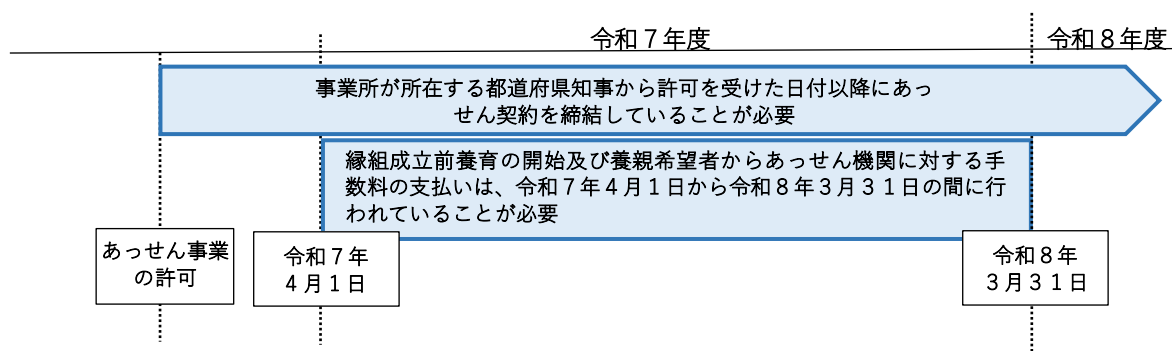
○この事業は、世田谷区内に居住する養親希望者（以下「養親希望者」という。）の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組あっせん機関に対して支払った手数料について、世田谷区が養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助するものです。

○このマニュアルでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等をご案内しております。内容をご確認の上で申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

2 補助の内容・要件

○あっせん機関が、事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日付より後に締結した契約に基づいてあっせんを行い、養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合に、養親希望者があっせん機関に対して支払った手数料について、補助を行います。

○今年度の本事業の補助対象は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、あっせん機関の手数料の支払いを行った場合を補助対象とします。



○あっせん機関に対して支払った手数料について、1人（世帯）当たり60万円を上限として補助を行います。

○補助の回数は、1回のあっせんごとに1回に限ります。

○縁組成立前養育開始日から交付申請日までの間、世田谷区内に居住していることが必要です。

（交付申請の時点で、縁組成立前養育が開始していない場合には、交付申請の時点で世田谷区内に居住していることが必要です。）

3 交付申請の手続き

○6ページ 「交付申請必要書類一覧・チェックリスト」

○7ページ ～ 9ページ 「交付申請書の記載例1～3」も併せてご確認ください。

【必要書類】

	必要書類	備考
1	世田谷区養親希望者手数料補助金交付申請書(第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> • 原本をご提出ください。本人控えとしてコピーを取ってください。【記載例1、記載例2参照】
2	所要額調書(別紙1)	
3	養子縁組民間あっせん機関手数料支払証明書(別紙2)	<ul style="list-style-type: none"> • あっせん事業者が記入する書類です。【記載例3】に基づき、あっせん機関が記入したものを、世田谷区にご提出ください。 • 原本をご提出ください。本人控えとしてコピーをとってください。
4	住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> • 区内に居住していること、続柄を確認するための書類です。 • 申請日から3か月以内に発行されたものに限りません。 • 原本をご提出ください。マイナンバーの記載は不要です。
5	あっせん機関が発行した領収書のコピー (※交付申請の時点であっせん機関に手数料を支払い、領収書の交付を受けている場合)	<ul style="list-style-type: none"> • あっせん機関へ支払った手数料の金額を確認するための書類です。 • コピーをご提出ください。領収書原本はお手元で保管してください。 • 交付申請の時点で手数料を支払っていない場合には、実績報告の際にご提出いただきます。

【申請方法・送付先】

○申請は郵送でお願いします。

○簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達証明される郵便をお勧めします。

住所：156-0043 東京都世田谷区松原6-3-5梅丘分庁舎2階

宛先：世田谷区子ども・若者部児童相談支援課社会的養護推進担当

電話：03-6304-7736

【補助金支払いまでの流れ】

○養親希望者手数料補助金事業交付申請の年間スケジュール

	第1回	第2回
交付申請対象者	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年1月31日（土）までに縁組成立前養育を開始し、手数料を支払った方 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年3月31日（火）までに縁組成立前養育を開始し、手数料を支払った方(予定含む) 第1回申請締め切りに間に合わなかった方
① 申請書受付締切（交付申請）	2月13日（金）まで（必着）	3月13日（金）まで（必着）
② 交付決定	2月下旬	3月下旬
③ 実績報告書兼請求書の提出	3月上旬	4月上旬
④ 補助金の支払い	3月末まで	4月末まで

※各締切日は目安の日付となりますので、予めご了承ください。

例) 第1回のスケジュール



- 交付申請を受けて、交付決定の通知をお送りします。
- 交付決定の後、実績報告書兼請求書の提出が必要です。
実績報告書の提出については、交付決定の通知を送付する際に、別途お知らせいたします。
- 第1回のスケジュールで提出された方でも、書類の不備などがあつた場合は第2回のスケジュールでお支払いいたします。

【支払いに当たっての注意事項】

- 補助金は口座振込でお支払いします。
- 振込先口座は、申請者名義の口座を指定していただきます。（旧姓や配偶者名義の口座は指定できません。）
- ゆうちょ銀行の口座を振込先に指定する場合には、振込専用の店名・預金種目・口座番号が必要です。

【その他の留意点】

- 申請書添付書類の発行等にかかる手数料及び切手代等郵送に係る費用などは、申請者の負担になります。
- 補助金の交付決定等は書面にてお知らせします。住民票で確認した住所以外に送付することはできませんので、申請後に転居をする場合などは転送届を郵便局に提出してください。
- 申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために区担当者から連絡することがあります。（原則として、申請者の電話番号にご連絡します。）
- 提出いただいた書類は返却できません。コピー等を取った上でご提出ください。
- 本事業で受け取った補助金は、各人にとって所得税法上の「一時所得」となります。本補助金以外に一時所得がある場合、合計額によっては税務署への確定申告が必要です。確定申告の方法などは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト

No	提出書類	✓
交付申請様式		
1	世田谷区養親希望者手数料補助金交付申請書（第1号様式）	
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	
	申請年月日の時点で世田谷区内に居住していますか。	
2	所要額調書（別紙1）	
	申請者は交付申請書（第1号様式）の申請者と同一ですか。	
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	
	養子縁組あっせん契約締結（予定）年月日、縁組成立前養育開始（予定）年月日は、手数料支払証明書（別紙2）に記載してある年月日と一致していますか。	
	縁組成立前養育開始（予定）年月日の時点で、世田谷区内に居住していますか。	
	補助金算定額表の総事業費の欄には、あっせん機関に支払った手数料の総額を記載していますか。また、手数料支払証明書（別紙2）に記載してある領収（予定）金額と一致していますか。	
3	養子縁組民間あっせん機関手数料支払証明書（別紙2）（※）	
	※本様式は、あっせん機関が記入します。世田谷区には原本の送付が必要です。本人控えとして、コピーを取ってください。	
	養子縁組あっせん契約締結（予定）年月日、縁組成立前養育開始（予定）年月日、あっせん手数料の領収（予定）日・領収（予定）金額を確認しましたか。	
その他参考となる資料		
1	住民票の写し	
	申請日から3か月以内に発行されたものですか。	
	申請者・配偶者それぞれの氏名の記載がありますか。	
	続柄で夫婦であることが確認できますか。	
2	あっせん機関が発行した領収書のコピー（※）	
	※交付申請の時点であっせん機関に手数料の支払いを行っており、あっせん機関から領収書の交付を受けている場合には、領収書のコピーを添付してください。	
	領収書の日付は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの日付ですか。	
	領収書の日付は、手数料支払証明書（別紙2）のあっせん手数料の領収日と一致していますか。	
	領収書の金額は、手数料支払証明書（別紙2）のあっせん手数料の領収金額と一致していますか。	

記載例 1

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

世田谷区長 へ

住所 世田谷区世田谷 4-21-27

申請者氏名 東京 太郎

世田谷区養親希望者手数料補助金交付申請書

世田谷区養親希望者手数料補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

1 ページ

1 申請額 金 600,000 円

2 所要額調書（別紙1）

3 養子縁組民間あっせん機関手数料支払証明書（別紙2）

4 その他参考となる資料

別紙 1

所要額調書

フリガナ	トウキョウ タロウ	住所	(〒154-0017) (電話番号 03 - 5432 - 1111)
氏名	東京 太郎		世田谷区世田谷4-21-27
フリガナ	トウキョウ ハナコ	住所	(〒154-0017) (電話番号 03 - 5432 - 1111)
氏名	東京 花子		世田谷区世田谷4-21-27

○あっせん事業の概要

事業者名	●●●●	事業者の所在地	(〒○○○ - ○○○○)
養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日	△△年△△月△△日	縁組成立前養育開始(予定)年月日	■■■年■■■月■■■日

○補助金算定額表

総事業費	基準額	選定額	区補助基本額	補助率	区補助所要額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)=(C)	(E)	(F)=(D)*(E)	
円	円	円	円		円	
1,500,000	600,000	600,000	600,000	10/10	600,000	

- (注) 1 「総事業費」の欄は、あっせん事業者に支払った手数料の総額を記載すること。
 2 「基準額」の欄は、補助要綱第6条に掲げる補助上限額を記載すること。
 3 「選定額」の欄は、「総事業費」及び「基準額」とを比較して、少ない額を記載すること。
 4 「区補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
 5 「区補助所要額」の欄は、「区補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。)

別紙2

養子縁組民間あっせん機関手数料支払証明書

年 月 日

世田谷区長 あて

【あっせん事業者様】
本様式を記載する時点で、
・養親希望者からすでに手数料の支払いを受けている場合
→「受けたこと」に○
・これから支払いを受ける場合
→「受ける予定であること」に○ を付けてください。

あっせん事業者の名称 ●●●●

所在地 ○○○○○○○○○○○○○

電話番号 △△-△△△△-△△△△

代表者氏名 □□ □□

下記のとおり、世田谷区養親希望者手数料補助金の対象となるあっせん手数料の支払いを

・受けたこと

・受ける予定であること

を証明します。

あっせん事業者記入欄

あっせん事業の許可を受けた日	○○年 ○○月 ○○日	【あっせん事業者様】事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日付を、記載してください。
----------------	-------------	---

養親(希望者)情報記入欄

	申請者	配偶者
フリガナ	トウキョウ タロウ	トウキョウ ハナコ
養親氏名	東京 太郎	東京 花子
養親の住所	世田谷区世田谷4-21-27	世田谷区世田谷4-21-27
養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日	△△年 △△月 △△日	
縁組成立前養育開始(予定)年月日	■ ■年 ■ ■月 ■ ■日	
あっせん手数料の領収(予定)日 領収(予定)金額	領収(予定)日 ◇◇年 ◇◇月 ◇◇日	
	領収(予定)金額	1,500,000 円

<注意事項>
 ※ あっせん契約締結年月日は、あっせん事業の許可を受けた日以降である必要があります。
 ※ 縁組成立前養育開始年月日は令和7年4月1日以降、あっせん手数料の領収年月日は申請年度の4月1日から3月31日である必要があります。